

平成 18 年 4 月 28 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号
東京ビルディング 20 階
日本リテールファンド投資法人
代表者名 執行役員 廣 本 裕 一
(コード番号8953)
問 合 せ 先
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
常務執行役員 南 俊 一
TEL. 03-5293-7081

本投資法人に対する業務改善命令について

本投資法人は、本日、関東財務局長より、投資信託及び投資法人に関する法律第 214 条第 1 項に基づく「業務改善命令」を受けました。本件に関しまして、投資家の皆様をはじめ、関係各方面の皆様に、多大なご心配とご迷惑をおかけ致しますことを、深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容等は、下記の通りでございますが、本投資法人は、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、このような不祥事の再発防止および法令遵守態勢の充実・強化を図るため、下記の改善事項に取り組んでまいり所存でございます。

記

1. 業務改善命令の内容

役員会議事録の不実記載等の法令違反行為が発生したことに鑑み、以下の措置を取り、その状況を平成 18 年 5 月 29 日（月）までに書面で東京財務事務所に報告すること。

- (1) 法令遵守態勢の充実・強化を図ること。
- (2) 再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること。

2. 処分の理由

本投資法人が作成した役員会議事録について、平成 14 年 2 月から平成 17 年 8 月までに開催した 35 回の役員会のうち合計 9 回の役員会において、実際に役員会が開催された日の翌日以降に開催されたものとして議事録が作成・保管され、また、かかる開催日に不実記載のある議事録を平成 17 年 2 月 15 日の有価証券届出書に添付し、更には、実際には前日以前に開催されていた役員会を当日に開催・決議したというプレスリリースを行ないあたかも適時開示を行なっているかのように装うような一連行為が発生して

いる本投資法人の業務の状況は、投資信託及び投資法人に関する法律第 214 条第 1 項に定める「投資法人の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資主の保護を図るため必要がある」と認められること。

3. 今後の対応

本投資法人では、今回の改善命令を極めて重く受け止め、指摘を受けた改善点について、今後、次のような観点から対応方針、具体的実施策を策定し、1 ヶ月以内に業務改善計画を提出致します。

(1) 再発防止策の実施

役員会開催のための日程調整方法を見直すとともに、電話会議等の機動的な開催とその前提となる条件づくり、更にはその遵法性のチェック態勢の構築等について検討・実施します。

(2) 法令遵守態勢の強化

監督役員の本投資法人業務への関与度を一層高め、併せて法令遵守意識の徹底を図るとともに、監督役員の主導によるコンプライアンス態勢の強化について、検討・実施します。

(3) 責任の所在の明確化

役員全員が今回の法令違反の責任を充分認識すると共に、本件について責任の所在を明確化するため、厳正な対応を致します。

尚、当投資法人では、今回処分に至った根本的な要因の一つとして、投資法人の執行役員が、運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の社長を兼務している為、投資法人の運営に専念出来なかった面があると認識しております。従って、今回処分の責任の所在を明確化するためにも、執行役員の職を辞し、運用会社業務に専念することと致します。また、後任の執行役員の選定は投資主総会承認事項の為、辞任の時期、後任候補の選定、投資主総会開催時期など決定次第改めて公表致します。

以 上